

東京香川県人会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、東京香川県人会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、郷土の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の親睦を図る事業
- (2) 郷土の発展に寄与する事業
- (3) その他必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、東京都千代田区平河町2丁目6番3号 都道府県会館9階 香川県東京事務所内に置く。

第2章 会 員 等

(会員)

第5条 本会は、東京都及びその近郊に在住する香川県出身者並びに香川県と縁故ある者であつて、本会の趣旨に賛同して入会した者をもって会員とする。

- 2 会員は、次条に定める会費を納入しなければならない。

(会費)

第6条 会費は、年会費と臨時会費とする。

- 2 年会費の額は、細則に定める。
- 3 臨時会費は、総会に参加した会員から徴収するものとし、その額は、そのつど定める。

(名誉会員及び特別功労会員)

第7条 本会の運営に特に功労のあつた会員等については、理事会の推薦に基づき総会の承認を得て、名誉会員または特別功労会員にすることができる。

- 2 名誉会員及び特別功労会員については、前条第2項の年会費を免除する。
- 3 名誉会員及び特別功労会員の推薦基準は、理事会において別途定める。

(顧問)

第8条 本会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応ずる。
- 4 任期は3年とし、再任を妨げない。

第3章 役員

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 相当数
 - (3) 理事 相当数
 - (4) 監事 2名
- 2 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、出身同窓会等との連携を図り、事業の円滑な執行に協力する。
 - 5 監事は、事業の執行及び会計を監査するとともに、総会において報告する。
 - 6 役員は、会員の中から総会において選出し、その任期は、就任3年後の定期総会の終わるまでとし、再任を妨げない。ただし、監事の任期は、就任4年後の定期総会の終わるまでとし、再任を妨げない。
 - 7 役員は、その任期終了後も、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

第4章 会議

(総会)

第10条 総会は、定期総会と臨時総会とし、理事会の議決を経て、会長が召集し、その議長となる。

- 2 定期総会は、毎年1回秋季に開催し、臨時総会は、必要なときに開催する。
- 3 総会は、次の事項を審議し、議決する。
 - (1) 会則の制定または変更
 - (2) 事業報告及び決算の承認
 - (3) 役員を選任及び解任
 - (4) その他重要事項
- 4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、随時必要なときに開催する。

- 2 理事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 理事会は、次の職務を行う。
 - (1) 総会において議決する事項の承認と決定
 - (2) 事業計画及び予算の決定
 - (3) 会則に定める推薦及び承認等の決定
 - (4) 本会の事業の執行の決定
 - (5) その他理事会において必要と認める事項の決定
- 4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数のときは議長の決定による。
- 5 監事は、理事会に出席し意見を述べるができる。

(幹事会)

第12条 事業の執行と理事会に提出する案件の整理調整のため、理事会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事30名以内で構成する。

- 3 会長は、副会長と協議のうえ、副会長または理事の中から幹事長、副幹事長及び幹事を任命する。ただし、幹事については、会長が副会長と協議のうえ、必要があると認めるときは、監事を除く会員の中から任命できるものとする。
- 4 幹事会は、幹事長が招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、部会を置くことができる。
- 6 幹事長、副幹事長及び幹事の任期は、原則として2期6年までとする。この場合において、幹事長、副幹事長及び幹事のすべての在任期間を通算するものとする。

第5章 会 計

(収入)

第13条 本会の活動に要する経費は、会費、参加負担金、寄付金及び雑収入をもってこれに充てる。

(会計報告)

第14条 本会の会計は、監事の監査を受けたうえで、総会において報告し、承認を得るものとする。

(会計年度)

第15条 本会の会計年度は、9月1日から翌年8月31日までとする。

付 則

改正会則は昭和52年10月15日より施行する。

付 則

一部改正会則は昭和55年11月8日より施行する。

付 則

一部改正会則は昭和62年11月21日より施行する。

付 則

一部改正会則は平成11年4月1日より施行する。

付 則

一部改正会則は平成18年11月6日より施行する。

付 則

一部改正会則は平成23年11月7日より施行する。

付 則

一部改正会則は平成23年11月7日より施行する。

付 則

一部改正会則は平成25年11月5日より施行する。